

# 東京都環境審議会企画政策部会 (第4回)

平成15年7月8日(火)

東京都環境局

午前10時00分 開会

【神野部会長】 それでは、第4回東京都の環境審議会企画政策部会を開会させていただきたいと存じます。委員の皆様方には、ご多用のみぎり、万障繰り合わせてご臨席いただきましたことに感謝を申し上げます。

審議に先立ちまして、事務局の方から確認事項があるかと思しますので、お願いいたします。よろしくお願いいたします。

【山内企画調整課長】 事務局ですが、ちょっと自己紹介させていただきます。今回、6月16日の人事異動で村山の後任となりました、企画調整課長の山内といいます。事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席についてご報告したいと思います。ご出席の委員は11名ということで、部会委員の総数の9名の過半数に達しており、審議会規則による定足数を満たしていることをご報告いたします。

以上です。

【神野部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、早速議事の方に入らせていただきたいと思います。その前に、前回と今回とご都合で欠席されていらっしゃる大塚委員から、ご意見が事務局の方に提出されております。これは原文で皆さんのお手元にお配りいただいているかと思いますが、1枚で表裏ございます。事務局の方で、そのうちの意見の要旨をまとめていただいておりますので、それをちょっと読み上げさせていただきますと思います。

『このところ大学の講義と重なるなど日程上出席できないことが続いており、恐れ入ります。少しでも責を埋めるべく意見書を提出します。』

要旨として、

#### 1、地方公共団体の温暖化対策の意義について

温暖化対策推進法において、地方公共団体としての施策の推進をうたっていることと、東京における「2つの温暖化問題」に対応する必要性からも、都が地方公共団体として対策をとることに合理的な理由がある。

#### 2、各手法とのポリシーミックスについて

一般的に、自主的取組には、長所がある一方、いくつかの短所も認められており、自主的取組の短所を改善するには、規制や経済的措置など他の政策手法と関連付けること、第三者の関与や情報公開を図ることなどが必要となる。

業務については、まだ削減の余地はあり、目標設定についてもある程度画一的な判断がしやすく、規制的手法を取り入れることが可能である。これに対して、産業については、参加のインセンティブを付与しつつ、合意によって目標を設定し、その履行確保を図る手法として協定手法も考えられる。

排出枠取引については、総量を設定できれば可能となろう。総量の定め方に議論が生じる可能性があるが、排出枠の売買はできるのであり、取引によって社会的効率性を達成することにこの手法の眼目がある。

### 3、総量規制の必要性について

京都議定書が発効した場合には、東京都としても対策を迫られ、さらにヒートアイランド現象の問題もあることから、両者を併せた対策をとることが必要であろう。

その際、実行可能な範囲で総量目標を設定しつつ、それに対するインセンティブを与えることが肝要である。』

以上でございますが、お手元の資料でご確認いただきたいと思います。

なお、委員の皆様方におかれましても、今後、本部会にご都合で欠席される場合には、このような形で意見書を提出していただくことが可能でございますので、よろしくご協力方お願い申し上げたいと思います。

さて、本日の議題に入ってまいりたいと思いますが、お手元に議事次第、会議の次第が行っているかと思えます。前回皆様方からいただいた意見を参考にしながら、事務局から具体的な制度案として、挑戦2にかかわる都市環境計画書制度の骨子及び新たな地球温暖化対策計画書制度の骨子が提出されております。これについてご審議していただきたいと思いますというのがきょうの議事内容になっております。

念のためでございますが、次回の第5回目では挑戦1、2の制度案骨子、特に削減目標の設定の考え方についてご審議していただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事の1にございます都市環境計画書制度の骨子について審議に入りたいと思います。事務局の方からご説明を、よろしく願いいたします。

【保坂副参事】 おはようございます。温暖化対策担当副参事の保坂でございます。それでは、座って説明させていただきます。

それでは、まず、資料1(1)の都市環境計画書制度の骨子案についてご説明いたします。この都市環境計画書制度は、前回、都の温暖化対策の新しい制度の大枠をお示しし、そ

のときに制度全体の流れをご説明いたしました。その制度の流れの前半に当たるものでございます。この都市環境計画書制度は、建築物について新築や増築を行う場合、省エネ対策やヒートアイランド対策について、敷地部分を含めて、設計段階から対策を盛り込んでいただくように誘導し、取組のすぐれたものについては社会的に高い評価が得られるようにしていくことを目的とした制度でございます。

右の上にありますように、制度の特徴として、この制度により、建築物などの環境性能が市場で評価される仕組みにすることを目指しております。すなわち建築主や設計者が環境に配慮しながら建築物などを計画・設計し、建設することを制度によって誘導するものでありまして、また、マンションの購入者や業務ビルのテナントとなろうとする事業者が、それらの購入や賃借を行う場合、この選択に当たり環境配慮の項目を重要な選択の条件とするような社会的状況をつくり出すことを目指しております。

新しい都市環境計画書制度は、敷地に関しては自然保護条例に基づく現行の緑化計画書制度をベースに、また建築物については環境確保条例に基づく現行の建築物環境計画書制度をベースにしておりますが、新しい制度の特徴としては、現在、別々の制度となっているこの2つの制度を一体的に取り扱い、緑化対策と被覆対策の双方を推進するなど、環境配慮の対策を総合的に取り組んでいくことによって、環境負荷の低減をより総合的かつ効果的に推進できるものと考えております。

次に、都市環境計画書制度で新たにに取り組んでいく省エネ対策とヒートアイランド対策の強化内容のポイントをお話いたします。

省エネ性能の強化内容の1つ目は、対象となる建築物に対して一定以上の省エネ性能を義務づけていくことです。現行の建築物環境計画書制度では、さまざまな環境配慮への取組内容について、都が策定した指針に基づいて建築主みずからが評価しておりますが、新しい制度では、このうち設備システムの省エネルギーなどに関しては、一定レベル以上の性能を必ず達成するよう義務づけていくことを考えております。省エネ性能の強化の2つ目は、マンションの購入者に、より省エネ性能のすぐれたマンションを選択してもらうよう、販売時に省エネ性能の表示や説明を義務づけていくことです。省エネ性能のすぐれたマンションを購入するように誘導していくことで、家庭部門における温暖化対策の重要な施策の一つとなると考えております。

ヒートアイランド対策として新規に盛り込もうとしていることは、第1に、屋上や敷地の地上部分を含め被覆対策を強化することです。被覆対策としては、敷地の場合、遮熱性

舗装、保水性舗装、芝舗装などの対策が考えられます。また、屋上や壁面などの場合、遮熱性塗装などが考えられ、新たに環境配慮の項目として設計に反映されるよう誘導していきたいと考えております。

第2に、これらの被覆対策と緑化対策について、新しい制度ではその双方の推進を行い、緑化については被覆対策を組み合わせることにより、例えば緑化の難しい形状の屋上については、その代替策として被覆対策が有効かどうかも検討していきたいと考えております。

第3に、建築物においては、より排熱の少ない設備の設置を求めるなど、人工排熱を低減させる対策を新たに加えております。排熱のロスを少なくするとともに、排熱の有効利用策も導入していくよう誘導していきたいと考えております。

左に示したフローは、都市環境計画書制度全体の流れです。建築主が実施する内容と、東京都が行う内容とに分けて記載しております。

この制度の対象は、敷地や屋上における緑化対策、被覆対策については、敷地面積が1,000㎡以上の敷地において建築物の新築などを行う場合となります。また、建築物に求める省エネ性能などの対策については、延床面積が1万㎡を超える新築または増築の建築物が対象となります。したがって、延床面積が1万㎡を超える場合は、通常敷地面積が1,000㎡以上ですので、新しい制度における環境配慮の項目の適用は敷地と建築物の両方となります。敷地面積が1,000㎡以上でも、延床面積が1万㎡以下の場合は、敷地や屋上に関する項目のみの適用となります。都市環境計画書の届け出の時期は、現行の制度と同様、建築確認の時期を考えております。工事着工以降の流れについては、現行の建築物環境計画書制度と同様であります。

工事の完了後、現行制度のように事業者がみずから評価したレーダーチャートによる取組の評価を都が公表するとともに、点数評価の高い建築物については表彰していくということも進めていきたいと考えております。ただし、マンションの場合、建築物の完成前に販売が開始されることも多いことから、省エネ性能の評価・表示を販売時にしていただくようにしたいと考えております。詳細については後ほどお話しいたします。

右の下の欄は、この制度で評価する環境配慮の項目を敷地や屋上に関する項目と建築物に関する項目に分けて列挙したものであります。このうち\*印をつけた項目については、一定レベルを義務づける基準とするものです。被覆対策と人工排熱対策は、今回新たに設ける項目ですが、自然エネルギーの利用、資源の適正利用については、基本的に現行どおりの内容を考えております。

それでは、資料 1 (2)をお開きいただきたいと思います。これは、マンションの省エネ性能の表示説明に関する制度の内容についてピックアップしてまとめたものでございます。

この制度を新たに進めていく背景としては、まず、東京における二酸化炭素の排出では、業務部門と並んで家庭部門の伸びが大きいということがございます。東京におけるマンションの供給戸数の伸びのグラフをごらんになっていただきますと、最近においてその伸びが著しいことがわかりいただけると存じます。現行の建築物環境計画書の提出状況を見ましても、住宅が 65%を占め、大規模建築物におけるマンションの割合が大きいことがわかります。家庭における用途別のエネルギー使用量の内訳を見ますと、冷暖房や給湯に使用する割合が多く、建物の断熱性能を高めたり効率のよい給湯設備を備えたりすることにより、家庭部門のエネルギー削減にかなり効果が及ぶということが言えます。したがって、消費者にとって省エネ性能の高いマンションを選ぶことは、光熱費にける経費を節約していくことにつながりますので、このように省エネ性能の高い住宅を普及するために、消費者の選択を通じたマーケットの力を利用することが重要と考えられます。

しかしながら、現行の制度における公表では、建築主などがみずから行う環境配慮の評価の公表は建築物の完成時であることから、マンションの多くが工事着工前の段階から早期に売買される現状におきましては、マンションの購入者は販売時に省エネ性能の情報を知ることが難しい状況にあります。また、現状では、その情報を得るためには東京都のホームページにアクセスするという能動的な情報収集をする必要がございます。このため、本制度では、マンションの販売時に合わせた表示や説明を求めるとともに、購入者への直接の情報伝達をねらっております。すなわち、この制度は、延床面積が 1 万㎡を超える住宅の建築主などに対し、その住宅の販売に当たって購入者に建物の省エネルギー性能などを示して説明することを求めるものです。

表示や説明の内容としましては、建築物の熱負荷の低減のための仕様や、その段階評価、加えて自然エネルギーの利用を取り入れている場合は、その仕様と段階評価を考えております。また、給湯設備についても表示や説明を行っていくよう検討したいと考えております。建物の完成後は、現行制度でも公表している計画書の公表、評価を示していただきたいと考えております。

現在、住宅の品質確保法による住宅性能表示制度などがありますが、これは任意で適用する制度であるため、大規模のマンションには表示を義務づけていくことにより、現在表示が行われていないマンションについてもカバーできるものとなり、それぞれの制度が補

完し合い、うまく両立できるものと考えております。また、制度の試行やキャンペーンなどを行うことにより、制度の普及促進を図っていきたいと考えております。

以上で都市環境計画書制度に関する説明を終わります。

【神野部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま事務局の方からご説明いただきました都市環境計画書の制度骨子について、委員の皆様方からご質問、ご意見がございましたらどうぞ。

【福川委員】 質問ですが、まず、マンションの方で1万㎡超のマンションというのは、東京の場合一体どのぐらいの割合を占めているのか、わかれば教えていただきたい。それから、マンションの場合の省エネ性能の表示ですが、この都市環境計画書の方にある緑化基準だとかシック対策的なことも、この表示の中に何らかの形で反映されるのかどうか。

【事務局】 既存の建物も含めてということであると、適切な資料というのがあまりありませんが、新築の建物の中で延床面積でいうと全体の4分の1を占めるとというのが、1万㎡以上の建物の総数です。その中で、こちらに14年度の建築物環境計画書制度の件数が出してありますが、65%を住宅が占めるということで、かなりの面積を占めると考えていいと思います。

【保坂副参事】 今現在、この案で考えておりますのは建築物の省エネ性能。ですから、最初の資料1(1)のところでは、建築物に関する環境配慮の省エネ基準のところと、それから自然エネルギーの利用の欄ですね。ここのところを中心に表示してもらい、あるいは説明してもらうことを考えています。いろいろご意見をいただいて、緑化のことも検討の対象にしていきたいと思っております。

【佐野環境配慮事業課長】 追加で今回、強化をする部分としては、販売時に省エネ性能を表示するということですが、現在の制度におきましても、まず計画書が出た段階で東京都のホームページに、緑化とか、それから被覆対策等の概要は公表されます。それから、完了時には業務用のビルとか、いろいろな建物すべて、マンションも含めましてあらゆる環境配慮項目についてレーダーチャートが示されてホームページに公表されます。今後は、新たに販売時に前倒しで、省エネ性能について表示していききたいと、そういうふうな体系になっております。

【村上委員】 都市環境計画書ができますと、既存の建築物環境計画書と内容的に重複する部分が発生しないでしょうか。

【保坂副参事】 今、建築物環境計画書制度をそのまま都市環境計画書制度に内容を移行

いたしますので、完全に取り込むような形になります。

【村上委員】 建設物環境計画書はなくなるわけですか。

【保坂副参事】 なくなるといいますか、緑化の部分も含めて新たに構築するという形になります。

【村上委員】 そうしますと、この都市環境計画書が発足する段階では、従来の建築物環境計画書制度はなくなると、そう理解してよろしいわけですか。

【保坂副参事】 レベルアップということで、全くなくなるわけではなくて、取り込んで再構築するということになります。

【村上委員】 わかりました。それから、先ほどのマンションの件でお尋ねします。環境計画書の提出が確認申請の1月前になっていますが、これは販売時との時間のタイミングはどのようになっているのでしょうか。販売するときには確認申請は必ず行っておくのか、場合によっては、確認申請を出す前に、もっと早く販売を始めるのか。その時間的なタイミングについて教えて下さい。

【佐野環境配慮事業課長】 マンション販売のタイミングですが、基本的には建築確認がおりる段階から販売ができるということになっております。ただし、予告広告という形で完全な契約でなく、予約的な一種の契約に準ずるような形のものが、確認がおりる前にすでに行われているのが実態です。ですから、そういったタイミングに合うような形で今回の省エネ性能の表示をしていきたいと、そのように考えております。

【村上委員】 ということは、確認申請の1月前よりも、もっとはるか前に環境計画書の提出を要求することがあり得るといふふうに理解するのでしょうか。

【佐野環境配慮事業課長】 現在、実施しております環境計画書制度は、確認申請の30日前に提出ということですが、實際上、ある程度設備等も含めまして省エネ関係の仕様が決まってからでない则表示ができないということがあります。現実には建築確認がおりるくらいに仕様も大体固まってくるというのが実態です。ただし、今、販売がかなり早まっているという事実がありますので、どのようにそれを引き上げることができるかということに少し課題があると思っております。

【村上委員】 それからもう一点、小さいことで恐縮ですが、資料1の(1)の右側の黒い四角があって、2番目に「敷地と建築物の対策を一体化」とございます。先ほど「現在、別々の制度となっている」と説明されましたが、別々というのは何と何を指しているのでしょうか。



【保坂副参事】 まず、敷地の緑化に関しましては自然保護条例に基づく緑化計画書という制度、それから建築物に関しては環境確保条例に基づく建築物環境計画書制度があります。それが今は別々の制度になっているわけです。

【村上委員】 今度はそれが一体化されるということですか。ありがとうございました。

【原田委員】 制度の特徴とかねらいはおおむね理解できると思うのですが、ちょっとわからないことがあるので質問させていただきます。

今、都市環境計画書制度は、この建築物環境計画書制度と、もう一つ、それをあわせたものというような感じになるということですが、根拠法というか、省エネルギー法との関連と書いてあるのですが、これは何かそういう法律に基づいてのものなのかどうか、それが1つ目。

それから、途中で建築確認等の申請というプロセスがありますが、これが上の都市環境計画書を作成さえしていればいいのか。何か基準というのもありますから、ある一定のものをクリアしていないと認めないというような、そういうものがあるのかどうか、これが2点目。

それから、最後、省エネ性能の表示です。これは既にやられていたことだと思うのですが、建物について省エネ性能を表示して、こういう性能と表示したけれども、実際にそうになっていないとか、そういう点の表示の方法が実態とずれているというような問題はないのかというのが3点目です。

【佐野環境配慮事業課長】 まず1点目でございますが、現在の2つの制度は、東京都の定める条例に基づいてそれぞれの制度を実施しております。具体的には、建築物の環境計画書制度は環境確保条例に基づいて、緑化計画書制度は東京都の自然保護条例に基づいて実施しているものでございます。

それから2点目ですが、建築確認と、現在行っている建築物環境計画書制度との連動についてです。これはそれぞれ全くリンクしていない制度でございますが、時期的には建築確認の申請の30日前に建築物の環境計画書の提出を求めておりますけれども、リンクはしておりません。必須条件ということではございません。

【原田委員】 都市環境計画書になっても同じだということですね。

【佐野環境配慮事業課長】 そういうふうに考えております。

それから3つ目ですが、現行制度は、実は今年の6月から計画書の提出を求めておりますので、まだ完了届が出ているものはございません。それで、完了に至るまでに変更があ

る場合、その変更というのは、環境性能のレベルが落ちる場合については変更届を求めています。一部そういうものもないわけではございませんが、今のところは計画の段階で変更があれば届出をしていくということで、先生がおっしゃるような事例はまだないと把握しております。

【原田委員】 多分ある一定の使い方を前提として計算するので、使い方によっては幅も生じるだろうと思ったのですが、まだ結果がないということでしたら。ありがとうございました。

【伊藤委員】 マンションということで、私もマンション住まいで1,000㎡以上であるし、延床が1万㎡以上のところに住んでおりますので、結構身近なところまでこういう制度が及んでくるんだなというのを実感として感じます。

実際に消費者がマンションを購入する際に気になることは、結局、間取りだったり価格だったり、そういったことで、環境のことは二の次になってしまいがちだと思います。せいぜい気になることとすれば、省エネのことで電気代であったり、あとは設備関係のものに、実際のところ消費者としては目がいきがちだと思います。そこで、せっかくこのような制度をつくるのであれば、消費者にわかるように広報して、販売時に、これだけうちのマンションはこんなことに緑化もしているし、自然エネルギーも使っているしということを広報、PR、広報誌などで出してもらいたいと思います。それだけでなく、販売業者がそれに従ってどれだけきちんと対策をやっているかにもかかってくるかだと思いますので、しっかり緑化対策、被覆対策、計画書を出しているか、また出したものをきちんと実行しているか、そこまで見るのが制度としては大切ではないかというのを感じています。

【神野部会長】 今の点について、事務局からコメントか何かはございますか。先ほどの質問とちょっと関連する話だと思いますが。

【保坂副参事】 この制度案の趣旨は、まずは販売者が販売時に購入者に対して表示を行うことを求めていくこととあります。それをキャンペーンなどを通じて普及活動を実施する中で、こういった制度があることによって、一つの住宅のステータスとして省エネルギーとか、あるいは自然エネルギーの利用ということが大きな選択の要素だということをごんごんと消費者に理解していただくというような、そういう施策の展開をしていきたいと思っております。

【平井委員】 確認ですが、省エネ性能の強化というところに義務づけというのが2つあって、一定レベルの省エネ性能を義務づける。それと、表示・説明を義務づけると、2つ

書いてございますが、最初の省エネ性能の義務づけというのは、一定レベルの省エネ性能を満たすものでなければ、そもそもそういう建物は建てさせないと、そういう理解でよろしいですね。つまり、建築確認申請を受理しないと、そういうことを言うておられのでしょうか。

【神野部会長】 建築確認というのは、極端な話、私が皇居の上に建物を建てたいと言ってもおきるはずなのです。実際に建てられるかどうかは別の話で。ちょっと、説明していただけないか。

【平井委員】 それと絡んで、別途の資料で「あらまし」という資料が出ていて、ここで(5)の評価についてというところで、レーダーチャートのお話が既に出ましたけれども、段階1、2、3という部分でだんだんレベルを高くしていくということになっています。実際に環境配慮項目というところを見ますと、省エネ基準というところでは、一定レベルの省エネ性能の義務づけというのがあります。ここではそれらを多分細かく評価をした上で、それを総合したものとして何らかの設置基準でもって段階1、2、3というレベル分けするのだらうとは思いますが、この辺のところのイメージが、まだちょっとよくわからないから。

【神野部会長】 つまり、建築確認の問題と、実際に建った場合の問題が、皆さんご心配だと思ふんです。例えば、現実には建築確認に違反しているような建物が建った場合にも、余りひどいのはともかくとしても、実際には何もできない状態ですよ。多分その辺を含めて。

【平井委員】 そうですね。では、最初の義務づけの意味。

【佐野環境配慮事業課長】 まず、現在の環境計画書制度の中で省エネルギーに関して、おっしゃったように段階の1、2、3というのがあります。特に段階1については、基本的にはこのぐらいの規模の建築物では達成してほしいということで、段階1に達していない場合には指導をすることになっております。計画書を事前に出していただくというのは、やはり指導のために事前に出していただくという意味があるわけで、建つ前にこういった段階1までの努力をしてもらうような誘導をしていく。そういった指導をすることによって、なるべく建設物の性能をレベルアップしていくという趣旨で現在の制度が動いているわけですが、さらにこれを強化いたしまして、例えば段階1をはっきり義務化していきたいということなのです。義務化して、さらに高いレベルに誘導するような制度にしていきたいというのが趣旨なのですが、実効性をどう担保するかということについては、今

現在もこちらの指導に従わない場合には氏名の公表などという条例上の仕組みがございますが、今回義務化ということに伴ってどのように実効性を担保していくのかということについては、先生方のご意見も伺ったりしながら条例上の担保の策を決めていく必要があると思っております。

先ほど神野先生がおっしゃったように、建築確認とは連動しておりませんので、建物は確認がおりれば着工されて、どんどん工事が進んでいくわけですので、その中でいかに私どもが環境配慮のレベルアップのための誘導をするのか、そういう努力をするということだと思います。その上での実効性の担保についても、ぜひご意見をいろいろいただければありがたいと思います。

【保坂副参事】 ちょっと補足させていただきますと、今ありましたように、これは全く建築確認とは別々の制度、手続でございます。本制度の方では、これは届け出という形をとるわけですが、先ほどの省エネ性能の強化の ところの義務づけというのは、あくまでもミニマム基準を求めるものでして、これを達成しない場合というのは指導する。それから、その中で本当になかなかやらない場合は勧告という形で行政命令を出すという可能性がございます。まず案として考えている実行策、担保策ですね。それについては、今お話ししたとおりのことです。また先生方からのご意見を含めていろいろ検討していきたいと思っております。

【飯田委員】 何点か質問と提案と。質問は、今出ていた一連の疑問を私も同じように思っていてまして、「一定レベルの省エネ性能の高い」と書いてありますが、省エネ性能の中身は具体的にどんなものを少し知りたいのと、最後の人工排熱に関する評価基準。これは今後検討なのか、少しアイデアがあるのか、この2つ、ご説明いただければということが1つですね。

それから、今の省エネ、特に日本の場合は建築基準法の中で省エネ基準が義務になっていないということが最大の欠陥というふうに言われています。それは義務になっていなくて、なおかつ先ほどほかの委員の方が、実際に表示とずれているという話がありましたけれども、それに関する監査制度がないということが実態として、紙では書いているけれども、それを満足している建物がほとんどないんだということも、その業界の筋では常識にはなっていることです。そういった意味において、立ち入り検査というのをこちらのほかのペーパーで書いてあったり、公表というのを書いてあるんですが、これがどこまで有効なのかということも少し考えていった方がいいのかなと。そういう意味において、すべて

を行政がやると非常に行政コストがかかるので、例えば第三者認証とか、そういった新しい制度を少し考えていって、あまねくきちんと評価をしていって、その評価がそもそも狂っていけば、認証したところそのものが認証する資格を取り消されるといった、そういうような制度、また、きちんと個別に図面どおり、本当に性能ができているのか。これは断熱と気密と両方あると思いますが、それをきちんとチェックしていくような新しいメカニズムを考えていかないといけないのではないかと。

それは次のステップで、この対象となる1万㎡以上のマンションにさらに固定資産税の優遇とか強化をしていく。これはこれで非常にいいと思うのですが、もう一つ、省エネ性能の非常に劣るものとしては、ワンルームマンションとか4戸ぐらいくっついたテラスハウスとか、この辺は、もう壁が二、三センチぐらいしかない。ペラペラで、夜はそこから辺に寝ると都内でも住宅の中で0度以下に下がるぐらい、非常にお粗末な建物がはびこっているわけですね。そういったものに関しても、行政が全部立ち入りすると行政コストがかかり過ぎますけれども、そういう第三者認証制度と一定水準の高いレベルの省エネ基準を条例として義務にしていって、それを担保するような制度と、それを低い、安い行政コストで達成するような制度とカップリングしていくことによって、こぼれ落ちる部分の性能が隔々までよくなって、なおかつそれ自身はまさに都民の福祉に資する住宅の底上げができますから、まさに都市環境という、この両方の目指すところになるのではないかと、これは半分提案も兼ねてちょっと発言いたしました。

【神野部会長】 今の、いかがでございますか。

【事務局】 特に基準の中身ということなので、私の方から少し説明させていただきたいと思います。

省エネ性能の現在の基準というのは大きく2つありまして、1つは簡単に言えば屋根とか窓とか壁の断熱系の基準が1つあります。もう一つは設備系の基準として、オフィスとかほかのビルですと空調ですとか照明ですとか、そういうものがあります。ただ、住宅に関しては、設備の方が建物に付随していない家電になってしまう部分があるので、そちらの方は現在の建築物の環境計画書制度の方には入っていません。ただ、今回お示ししているのは、省エネ性能を販売時に当たってご説明していただくというときに、あわせて給湯設備の基準ができないかと思っています。先ほど資料の1(2)で説明をしておりますように、住宅においては空調関係、給湯関係の比重が非常に多くなっています。現在の建築物環境計画書の基準では、冷暖房には非常にきいてくると思うのですが、給湯にはいま一つ

ということもございますので、できれば給湯関係の基準を作りたいと思っております、その辺の検討に入っていきたいと思えます。

もう一つはチェックの話ですが、非常に難しいというところがございますが、ご提案が非常にいいことなので、今後、検討したいところではあります。ただ、今回は、10,000㎡超でこういうことを進めていくことで、まずは省エネ技術の普及とか革新、あるいはそれがもう少しローコストになっていくということを期待しているということ、また、マンションを買う消費者がかなり自覚していただけるのではないかと、そういう認識をしていただくことによって、私どもの制度に入っていない部分のマーケットにも影響を与えられればいいというふうに考えています。

【神野部会長】 あと、この対象にむしろ外されてしまう、つまり、これだと一定規模を超えちゃうとオール・オア・ナッシングになっちゃうわけですね。むしろそうじゃない部分の方が問題があるので、それについては何らかの、多分同じ基準ではなくてもということだろうと思えますが、指導なり、含意はそういうことですね。

【飯田委員】 第三者認証ですね。

【坂本委員】 都側の説明に対してつけ加えたいのですが、飯田委員から、性能検証というか、工事をちゃんとやっているかどうかのチェックの話がございました。あれは住宅の性能表示制度、この中でも取り組むことが書かれておりますけれども、あの中に建設評価というのがございまして、その性能表示制度をちゃんと受けたものであれば、断熱材がちゃんと張られているかどうか、それも設計書どおりになっているかということ、一応ちゃんと写真なんかを撮ってチェックして、それでオーケーであれば何等級とか、そういうのを最終的に出すという仕組みに一応なっております。それをチェックするところが普通の会社、民間会社でも結構ございまして、性能評価機関と言われるもので、NPO法人なんかもありまして、そのNPOの中に私もちょっと入っておりますけれども、いわゆる第三者の民間のパーティーでございます。ですから、その辺の芽というのはないことではなくて、あるわけですね。だから、それを行政なんかはどうやってバックアップしていくのかということの方が大切ではないかと思えました。

以上です。

【佐野環境配慮事業課長】 今、坂本先生からお話がありましたように、住宅の品質確保促進法、品確法と言われておりますが、その中で性能表示制度ですとか、そういった制度がありまして、ただし、これは任意に希望して申請した住宅に関して有料できちんと評価を

して、その性能を保証していくといった制度がございます。これはその性能が維持されていない場合には訴訟にも持ち込まれて、それでもきちんと保証していくみたいな、かなりかっちりした制度で、それは申し込み制のような形をとっているものです。

今、坂本先生からお話がありましたように、かなりそれはNPO法人ですとかそういうところで、ほかにも環境エネルギー優良建築物マークの表示制度ですとか、次世代省エネ基準の適合住宅の表示制度ですとか、いろいろそういった第三者認証的なものは出てきております。私ども東京都の方では、それとうまく両立していくような制度として、一定の規模以上については一定のレベルの省エネ性能を義務づけていくと。ただし、ある規模以上でないと、かなり行政コストの問題にもいろいろはね返ってくるわけですね。それで、今現在の考え方は、一定規模以上の大きなものが良質な環境性能を持っていく、特に省エネ性能が上がっていくというのは、非常に市場原理に乗っていくであろうと。省エネ性能がよければ、テナントビルであればテナントの管理維持費が安くなる可能性もある。それから、マンション等においてもエアコンなんかをつけなくてもよいと、そんなふうなこともあり得るわけですね。そういった市場原理に乗っていくことによって、小さな規模のものにも波及していくということを期待している。今のところはそういう考えでおりますが、やはり先生のようなご指摘も受けて、今後検討をしていきたい。小さな規模のものに何ができるかということは検討していきたいというふうに考えております。

【西堤委員】 確認を含めて2点。

まず1点目ですが、先ほど事務局からいろいろご説明がありまして、フローチャートの方の一番下の右ですが、罰則と書いてあるんです。今までのご説明だと、勧告とか氏名の公表とか指導という言葉までであったんですが、罰則まで具体的になかったんですが、今までのお考えであれば、この罰則というのは取ってもいいのではないかなと。もう少し別の言葉が適当なんじゃないかなというのが意見です。

それから、もう一つ確認です。先ほどもお話が出たのですが、制度一本化をできるだけしたいということで、届けの書く書類なんかはかなりそういうふうにされて、二重に書くとか、そういう必要はないというふうに産業界としては理解してよろしいのでしょうか。それをちょっとお願いします。

【保坂副参事】 この罰則というのは、いろいろ広い意味で書いてあるものでございまして、やはり社会通念上、どこまでがこういった制度のところで許されるかということ、いろいろご意見を伺いながら検討する中で決めていくことであろうと思います。今考えて

おりますのは、届け出の義務に対する違反ですね。これについて何らかの手続を行うということで書いてある部分でして、具体的にそのやり方については今後検討していきたいと思っております。

それから、書類の方でございますが、やはりこの制度、2つのものを一緒にするという事は、ある意味複雑になっていた書類をなるべく簡略化することがございますので、事業者の皆さんにご負担が多くならないように努めてまいりたいと思っております。

【神野部会長】 これは今後の検討事項ですので、とりあえず入れておいてもいいのではないかと。つまり、固定資産税の優遇その他も全部今後の検討事項になっておりますので、多分いいのかと。

【森田委員】 飯田委員が言われた、非常に小規模のマンションにもこういったものがない意味でのインセンティブを与えられるというのは、これがやはり制度の非常に大切なところだと思ひまして、そのためには、やはりある種のマーケットがうまく反応してくれるということがどうしても必要になってくるわけです。そのマーケットがどうしたら反応してくれるかというときに、やはり省エネによってこれくらいコストが浮きますよということで、果たして消費者がどこまで反応してくれるかということなのですが、これは伊藤委員がしみじみも言われたように、消費者はもっと何らかの違う方法で、違う局面で反応しているんだということをまさに言われたのは、ここが非常に大切なポイントだと思います。やはり消費者が環境というものの配慮に反応するというのは、環境に対して総合的に配慮している企業というのは、ほかの面でも大丈夫だろうと、こういう信頼感ですよ。そのところが一番大切なところだと思います。だからこそ、環境にきちんと配慮しているところは、安心してその商品、製品を購入することが可能だと。

そうしますと、個々の評価に入り込んでいくとか、あるいはそれに対する勧告とか何とかというの、それもそれなりに必要なんですが、もっと総合的に見て、これは一定の配慮の基準を満たしているか否かということ非常に高いレベルで判断してあげる。それによって消費者が、例えばこのマル適マークとか何とかマークとかというような形で一言言われたときに、なるほど、これがついておれば非常に安心だということ、これはマーケットが反応しますから、マンション側も自分のところを売ろうと思うと、それを求めてくる。そういうところにどんどん持ち込んでいくというようなところのアプローチがどうしても必要になってくるのではないかと思いますね。これは非常に運用にかかってくるんだと思います。そうしてマーケットが反応すれば、いろいろな形で民間の監査制度なんか



も設けられると思いますので、ぜひともそういう方向に行って、そのウエートとして省エネとか自然エネルギーというのが、ウエートより高くその中で配慮されるというような形に持っていくという方向をよろしくご検討いただければと思いますが。

【神野部会長】 何かコメントがございましたら。

【保坂副参事】 大変貴重なご意見をいただいたかと思しますので、ご意見として承りたいと思っております。

【神野部会長】 坂本委員に言うのもあれですが、建物についてはかなり浸透し始めていますよね。例えば、日本で今一番輸入されているのはスウェーデン住宅ですか。あれに対しては省エネしか言っていないですよ。

【坂本委員】 ごもっともなご意見ですけれども、それで我々はずっと何十年も苦労しているわけです。村上先生もいらっしゃいますが、国では今、CASBEEという評価制度を村上委員長の方でつくるようなことを考えて、それを全国的に広めようとしています。それは建築の環境負荷ばかりでなくて建築のプラスの面ですよ。そういうことも評価しようということでやっていますが、なかなかやはり決定打というのがないですよ。何かいい方法はないですかね。あるいは、逆に国とかオーナーなりが、これがいいんだ、あれがいいんだということを積極的に言える立場がどうなんでしょうかね。そういうふうに行政がやることを許してくれるものなのか。要するに、言ってみれば民間をそういう差別化するわけですよ。差別化したら差別化したなりに、今度は逆にそれだけ責任を負わなくちゃならないわけですよ。その責任を負えるぐらいいろいろな検査をやっているか、あるいは検査に金をかけられるかということ、そうもいなくて、先ほどの話ではないけれど、やはり行政コストが上がってくる。その辺でやはりいろいろな綱引きがあって今になっていると思いますが、何か本当にいいお知恵があったら教えていただきたいということです。

やはり僕なんかは、すぐにそれで思いつくのは環境ファンドですよ。どういう企業が環境に対してより配慮しているかということで、そのファンドを売るというシステムです。あれが非常におもしろいのは、行政というのはほとんど関与していないんです。個々の指標は行政機関でもいろいろ検討されればいいのですが、それを束ねるところというのは割と行政は関与しないですね。しかもそれを束ねて総合評価する部分、ある特定の機関に任せる、ファンドの機関に任せるんですね。その第三者機関なり民間の企業というのは、それをもとに、いかにこれはすぐれた指標かということのみずから宣伝して歩くと、こういう形である程度民に任すというやり方はあると思うんですね。

【村上委員】 先ほどのラベリングとはちょっと別な話題でよろしゅうございますか。この（仮称）都市環境計画書というものの名前でございますが、これができる、これに全部取り込んだということで、従来の建築環境計画書はもうなくなるわけでございますね。それで、私なんかの日本語の感覚では、都市環境といいますと、都がやるとか国でやるとか区がやるとか、いわゆる大きな団体がやるということで、個々の建築主とか個人がやるというイメージとちょっと離れてくる感じを持つわけです。この内容を見ると、これは敷地を含めますが、あくまでも私有財産の範囲内で、建築そのものなわけですよ。ですから、なぜ前の建築物環境計画書という非常にわかりやすい名前を都市環境計画書というふうに大きな名前にしたのか、理解ができないわけでございます。この点の背景をご説明下さい。

【神野部会長】 いかがですか。

【保坂副参事】 やはり都としては、こういった個々の建物なり敷地なりでの取組が、ひいては持続可能な都市を構築していくものということがあります。その思いがこの計画書の名前に反映しているというふうに思っております。あくまでも緑化計画書と建築物計画書を合体させて、新たに再構築するというので、区別するために仮称でこういう形で、名称を考えた次第でございます。

【村上委員】 緑化につきましても、これは敷地内の緑化の話で、公園とか道路の緑化ではございませんよね。ですから、都市環境計画書といいますが、これを一見すると多くの人が誤解をするのではないかと思うのです。言葉の表現はストレートな方が、建築主や設計者が、自分たちに求められている制度だということがぱっと理解しやすいと思います。

【保坂副参事】 あくまでも仮称ということでございますので、いろいろその辺のご意見を踏まえまして、今後検討させていただきたいと思っております。

【神野部会長】 建物だけではなく、2つを合体するという意味と、もう一つ、自分たちだけではなくて、コモンズというのかな。全体に対する影響、都市へのという意味が含まれているんですかね。

【村上委員】 今、建物だけじゃないと部会長はおっしゃったけれども、実質的には建物だけです。

【神野部会長】 敷地も入っておりますよね。

【村上委員】 敷地は私有地ですから、一般的には全部、建築の配慮の範囲内と考えていいと思います。

【神野部会長】 だから、形骸化している。日本の場合には下と上とばらすんですよ。

【村上委員】 そんなことはないですよ。やはり建築家は必ず敷地も考えて設計します。

【神野部会長】 今までは別々の計画書になっていたわけでしょう。

【村上委員】 制度としてですね。

【神野部会長】 それを一体化するという意味と、それからもう一つ、他者へその影響を少し配慮しましょうという意味があるかどうか。全く個人の環境、自分たちの敷地内のことで私的所有権の一体のものであるというふうに考えるのかどうか。戦前だったら、これの説明は実に簡単なんです。というのは、戦前はすべて陛下からお預かりしているものですから、固定資産税も一切免税はありません。皇族といえども、天皇陛下からお預かりした土地なので、一切非課税を認めません。

【村上委員】 いや、天皇陛下までさかのぼらなくてもいいんですけれども。

【神野部会長】 前にもちょっとご説明しましたけれども、普通の国々で言えば、これはすべてお預かりしているものだという考え方ですよ。土地や何かを含めて、建築物、構造……。建築自由の原則というのがあるのは日本とアメリカだけだと思いますので、ほかの国では建築自由の原則はありません。ヨーロッパでは建築は自由に建てられないわけですよ。

【原田委員】 でも、一般の人が受ける印象ですから。

【神野部会長】 この名前にはそういう意味があるものですかと聞いているんです。どういう意味があるのですか。

【保坂副参事】 確かに思いとしては、この大規模な建築物、それは事業者の方から見ると、ある一定の区画の中での話ですが、そういった取組がやはり環境性能というものを社会的に評価していくものにするという波及効果が、我々の思いとしてはありまして、その辺が都市環境という名称に反映されているところがあります。ご指摘のように、一般の事業者が受ける印象ということもかなり配慮しながら、名称の方は考えていきたいと思っております。

【村上委員】 部会長、ちょっと一言よろしゅうございますか。私有財産といえども、環境に関しては私権の制限が発生しますよというのがこの法律の趣旨、背景ですよ。今まで、もっぱら自分の敷地の中は何をやってもいいという考え方でやってきたから環境問題が起きたわけです。今回、こういう私有財産である敷地の中といえども、全体のバランスで考えればやっちゃいけないことはありますよ、協力してくださいということで制限を加えているわけです。そういう意味で私は、対象が個々の建物であることをはっきりさせた

方が、受け取る側は自分たちの責任をよく理解するだろうと、そういう趣旨でございます。

【神野部会長】 それは都市環境と、今のご意見はネーミングの話ですよね。そういう趣旨だから、都市ということを経頭語としてつけるのは好ましくないんじゃないかと。建築物であるということをはっきりさせた方がいいのではないかとのお話ですよね。都市という言葉を入れた趣旨は何なのでしょうかとさっき僕はお聞きしていたのですが、それは長くなりますので、当面、いずれにしても仮称ということでご検討いただくということよろしいですかね。

【福川委員】 今の論争で言えば、ただ、前の制度の名前はちょっと建築物の中に閉じこもり過ぎているかなというのが、逆に私の感想です。

それで、今までの議論で幾つか申し上げたいことがあるわけです。まず1点目は、建物の非常に物理的・機械的な省エネ基準ということに話が終始しているんですが、実際には省エネというのは、建物の日当たりとか通風とか、通風というのは、すぐそばに窓があっては開けないし、高いところでは風が強くて開けないということも含めて、そういうことは大幅に影響してくるものでありますから、今ここで組み立てようとしている制度は一步前進ですから大賛成ですけれども、建物単体で性能が全部評価できるというふうには考えるべきではないと思います。

それから、そのことと関連して、最初に緑化基準あたりがこの性能表示のシステムとどう関係するのかを聞きましたけれども、そういう日当たり、通風といったようなこと、あるいはほかの隣の建物の環境を奪って、そっちの省エネを阻害するというのを含めて、やはり敷地の一定の使い方のルールというのが極めて重要になるという都市計画的な配慮というのは本来、必要なことだということを、やはり忘れるべきではないと思います。

それから2点目は、最初に1万㎡を超えるマンションというのはどの程度かということとか、今、中小の建物についてどうすべきかとかいう議論がありますけれども、私は、やはりこの制度については賛成ということをお前提にした上で、これはやはり大規模な建物はいいという、何かそういう哲学がどうしてもここから出てきてしまうわけですね。実際に都市をつくる場合に、1万㎡を超える建物ばかりが並ぶのがいいのかということ、これは絶対そんなことはないわけですし、そのところをこの制度がそういう逆効果を持つとすれば、本当はもうちょっと小規模で、しかし環境と性能がいい建物はふえるべきなんですね。そのところをちょっと注意しなくてははいけけないなと思っています。

それから、もう一つは、こういう基準というのはある種の逆説があって、基準をつけ

ばつけるほどエネルギーの消費を促す。つまり、例えば大規模な建物であれば、多くの場合いろいろなボーナスをもらって大きく建てているわけです。そこでまた省エネをやって、前回も言いましたけれども、省エネをやるとまたボーナスをつけるみたいな話もあって、実際はエネルギーの消費そのもの、総量を抑えていかなければいけないのにもかかわらず、省エネということを通して総量はふやしていくという効果を持っているわけですね。ここの逆説も、やはり基本的な問題として考えていかなきゃいけない。場合によっては、私が思うには、法律で許されている密度や容積まで全部使うということをしないうこと自体が実は省エネにつながるということもあるわけですから、もう少し広い意味で、今の段階ですぐにとは言いませんけれども、この制度をステップにして、より法律に迫る必要があるなというふうに思っております。

【神野部会長】 それから、特に今回、環境配慮項目がこれでいいかどうかというのが一つのポイントかと思いますが、ご専門の方が多いので、この点についてちょっとご意見をいただければと思いますが、いかがでございましょうか。今いただいたのは、多分環境計画書を策定する基準を超える場合と超えない場合との、そこで断層が起きないように配慮するというようなこととか、ネーミングを含めてですが、大体大きな流れとしては、中身についてはそう大きなあれはないかと思いますが、環境配慮項目について、ちょっとご議論いただければと思います。

【坂本委員】 私は、先ほど飯田委員がおっしゃっていた質問に出ていたんですけれども、ここはまだお答えになっていない、人工排熱対策ですね。これ、具体的に何をお考えなのか、ちょっと教えていただけるとありがたいと思います。

【事務局】 人工排熱に関しましては、ヒートアイランド対策ということで、大きな趣旨は、今までの省エネの性能として出ていた設備の基準だけでは不十分ではないかなという考え方に立ってこれを入れています。ですから、具体的なことはこれから検討していきたいのですが、ただ確実に言えますことは、排熱の仕方とか排熱利用という部分が今までには余り考えていられなかったなというところが一つあります。あとは今後検討していきたいという部分で考えております。

【坂本委員】 そもそも人工排熱って、冷房の排熱だけを考えているのか、ほかのエネルギーの排熱も考えているのか。

【事務局】 今のところは冷房を中心に考えています。

【坂本委員】 わかりました。一番大きいのはやはり冷房排熱だと思いますから。

【松本委員】 環境配慮項目の中で、これは次の課題の「削減の対象となる温室効果ガス」というところで議論をすべきかもしれませんが、一応申し上げておきたいと思います。「資源の適正利用」という項目に、エコマテリアル、その次にオゾン層の保護と書いてあって、断熱材用発泡剤等と書いてあるのですが、ここに、地球温暖化と書いていないところを見ますと、恐らく京都議定書の対象ガスになっているHFCの発泡剤は東京都はよしとするというお考えかと思います。実はこの間、経済産業省の産業構造審議会で年に1回ある企業の3ガスの自主行動計画のレビューというのがあったんです。今の業界の動きとしては、建材の発泡剤用途ではHFC-245faというガスに転換することを予定されている企業が多いのですが、一方で、この数年間に、例えば押し出し法ポリスチレンフォーム等で炭化水素系を含むノンフロンの、非常に断熱性能が高くて、グリーン購入やエコマークの対象になっているものが出てきております。こういう選択肢が出てきているということは、その審議会でも業界団体が認めていらっしゃると思います。

問題は現場発泡ですが、ここでオゾン層の保護だけをうたっていないで、温暖化問題の観点からも、できるだけノンフロンの発泡剤を使おうとするところを評価できるような制度にすべきだと思います。今、そういう技術選択の分かれ目だと思うんですね。ですから、ぜひそういうふうなお考えでここを考えていただきたいと思います。

【佐野環境配慮事業課長】 現行制度でも、段階1、2、3というなかで、ノンフロン化を目指せばより高く評価するような仕組みをつくっております。しかも、もともとこの建築物環境計画書制度そのものが、今、先生がおっしゃったように技術の発展とかそういうことで、いろいろな建築関係の設備ですとか材料って、日進月歩でどんどん変わっていますよね。そういったものを現状に合わせて、そのレベルについても見直していくという、そういう精神を持った制度として今運用しておりますので、今後、再構築する中でも、そういった精神は生かしていきたい。今おっしゃったことは、新しい情報として、やはりぜひ検討の素材にしていきたいと考えております。

【村上委員】 たびたびの発言ですみません。今の松本委員のご趣旨に全く賛成でございます。このフロンの問題は、最初の議定書ではオゾン層破壊の防止が目的です。京都議定書は温暖化防止ということで目的が完全に異なっております。もう日本ではオゾン層を破壊するようなものはほとんど使われておりません。いわゆる代替フロンに変わっております。これからは温暖化防止が問題です。ですから、問題はオゾン層の方というよりも、温暖化対策とすべきです。

それから、これも松本さんがおっしゃったように、今はノンフロン系の断熱材も出てきていますが、多少価格が高くて普及しておりません。フロンの発泡剤を使った断熱材は、断熱して冷暖房エネルギーを削減しても、フロンが漏れてしまうと逆に温暖化を促進するという、そういう矛盾が発生することもございます。今、松本先生がおっしゃったノンフロン系への推進ということは、ぜひここでうたっていただきたいと思います。既に技術開発はもうできていますから、後押しすれば普及が進むのではないかと思います。

【保坂副参事】 まさしくご指摘のとおりだと思いますので、このところの表現、もう少し検討させていただきたいと思います。

【神野部会長】 あと、特に環境配慮項目ではいかがですか。

【福川委員】 すみません。緑化基準のところにこだわっていますけれども、前回、この環境審議会の環境基本計画をつくったときの残党はそう残っていないんですが、あの中で、風の道だとか緑地のネットワークだとか、幾つか都市環境に配慮すべき項目が盛り込まれています。これを一体どうやって実現するのかというのはなかなかわからないところではあったんですが、場合によっては、個別の敷地の中の配慮ではあるけれども、緑化基準その他を一定のそういうガイドラインや何かに基づきながらやっていけば、実現できていくということもあり得ると思いますので、ぜひその辺は、敷地の中の配慮にとどまらない話になって、すぐ都市計画の話になってしまうんですが、やや敷地の中の配慮だけで済むのではこの問題はないと思いますので、隣同士をつなげていくというような観点も、この中にやはり少し加えていく必要があるし、緑化基準というのは、特にそういうところで大きな力を発揮するのではないかと思いますので、そういう検討をお願いしたいと思います。

【神野部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、次の議題が残っておりますので、一応大枠としてはご了解いただいたというふうに認識させていただいた上で、まだ実施に向けて細かに詰めていっていただかなければならない点が多いものですので、きょういただいたご議論、それから敷地と建物対策を一体化するということから、あるいは総合化するというような意味から、都市環境計画書というネーミングがふさわしいかどうか含めて、ご検討していただくことにさせていただいて、骨子については一応ご了解を得たということで、細かな点を進めさせていただければというふうに思います。よろしいでしょうか。

それでは、もう一つ大きなテーマが残っておりますので、次の議題になりますが、新たな地球温暖化対策計画書制度の骨子について、事務局からご説明いただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

【保坂副参事】 それでは、資料2をお開きください。新たに強化する地球温暖化対策計画書制度は、都内で事業活動を行っている事業所で、一定量以上の二酸化炭素を排出し環境負荷を与えている大規模事業所に、削減目標という基準に従って計画的に着実に二酸化炭素の排出削減を行っていただくという制度です。

まず、右の欄の1ですが、対象事業者は、大規模事業所だけではなく幅広い事業所を対象に温暖化対策の取組を行ってもらうため、対象のすそ下げを検討しております。対象事業所に関しましては、参考資料1にもう少しわかりやすい図がございますので、そちらをごらんください。

まず、対象事業所の考え方(案)の欄の右にありますように、都市環境計画書制度の対象者で1万㎡を超える建築物の管理者に対しては、住宅以外については、建物の使用を開始して2年目以降に排出量削減の義務の対象としていきたいと考えております。また、その左に網かけをしているところですが、現行の地球温暖化対策計画書制度の対象事業者に加えまして、燃料と電気のそれぞれについて、年間のエネルギー使用量は現行よりも少ないけれども一定量以上の二酸化炭素を排出している事業者についても、基準に基づく排出量削減の義務の対象としていきたいと考えております。

現行の省エネ法第2種以上での対象の線引きでは、例えば電気も燃料も両方使用している事業所で、電気の使用が年間600キロワットアワーよりも若干少なく、かつ燃料の使用も1,500キロリットルよりも若干少ない事業所は、現行では第2種エネルギー管理指定工場にはなりません。ほとんど電気だけを年間600キロワットアワーよりも若干多く使用している第2種エネルギー管理指定工場よりも、二酸化炭素の排出量は多くなります。したがって、二酸化炭素の排出削減の義務づけを行うに当たりましては、二酸化炭素の排出という物差しで対象者を公平に取り扱う必要がありますため、一定量以上の二酸化炭素を排出している事業所という対象の線引きの仕方を採用したいと考えております。また、基準に基づく排出削減の義務は持たないけれども、自主的な目標により計画的な排出削減を求める事業者を新規に広げていく考えです。

それから、資料2に戻っていただきまして、この制度では、対象事業所のとらえ方は、同一の敷地または同一の建物において事業活動を行う工場や事業所を単位にとらえることといたしたいと考えております。そこで、対象事業所についての2番目ですが、複数のテナントが入居している業務用ビルに対しても取組を求めていくため、現行制度と同様に建



物全体を対象といたしたいと考えております。この場合、例えば協議会の設置を求めるなど、建物所有者とテナント事業者が協力して省エネの取組をする仕組みを検討してまいりたいと思います。

2の削減の対象となる温室効果ガスですが、さまざまな温室効果ガスがある中で、排出削減の義務づけを行うということであれば、排出量や削減量は客観的に確実に把握できる必要があります。そこで、削減義務の対象としては、今回はエネルギー起源の二酸化炭素、すなわち燃料、熱、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素を中心としたいと考えております。そのほかの温室効果ガスについては、今後、削減量へカウントすることの可能性を検討していきたいと考えます。

参考資料2と3に、温室効果ガスの排出源や現行制度での計画書への記載、あるいは算定の取り扱いについてまとめておりますので、後ほどごらんください。

さて、3の基準、すなわち削減目標の設定について、大枠の考え方をお示ししたいと思います。新しい制度は、実効性のある二酸化炭素の排出削減について確実に進めることを目指しております。そのため、原則としては総量削減の目標を掲げて実施していくこととしたいと考えております。しかし、この目標は1990年度比の6%削減という行政目標からのみ単純に設定するのではなく、対象事業所の実態についての調査から、運用や設備面における個々の事業所の削減可能量を勘案して設定するものとしたしたいと考えております。このとき、個々の事業者に適用する際は、過去の省エネの取組の成果などが適切に評価されるよう削減目標に反映させるものとし、例えばですけれども、業務部門において業態別の区分けが可能な場合では、一つの考え方として、床面積あたりの原単位の値を補足的な削減目標として導入し、その値を達成した場合に、その後はそれを維持すればよいという目標の設定も盛り込めるのではないかと考えております。

また、計画期間は数カ年としますが、より早期の取組を誘導するためのインセンティブを検討しております。例えば左の欄の中段あたりに「中間年における取組のチェック」としてありますが、ここで早期に目標を達成した場合や優秀事例につきましては、都の方で公表することにより早目の取組を誘導したいと考えております。

最後に、4の事業者の取組を支える仕組みづくりでは、まず、ESCO事業者などを各事業所の取組の中で積極的に活用することを推進することや、各事業所における温室効果ガス削減のための推進体制を支援するために人材を育成するということで、都としての資格制度を設けて認定していくことを検討したいと考えています。

また、最終的な結果報告書の内容を見た上で、著しく排出削減を達成した事業所など、温暖化対策に積極的な事業者に対しては表彰の実施を行い、こういった事業所が社会的に高く評価されるような状況づくりをいたしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

【神野部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、最初にお話をいたしましたように、次回には削減目標などについては詳細に議論をしていただこうと思っておりますので、皆様からこれから質問やご意見を伺うのですが、全体の主な流れと制度化に当たっての検討課題、2つに分けさせていただいた上で、全体の主な流れという左側の項目につきましてご意見、ご質問があればいただければと思っておりますが、いかがでございますか。

【村上委員】 全然状況がわからないので教えてほしいのですが、削減目標、削減の可能性というのは、建物のもともとの性能にかかわるわけでございますよね。例えば非常に断熱の悪い建物だと努力しても限界がある。そういう断熱性能とか、あるいは機器の性能とのかかわりで、できることとできないことがあると思います。削減目標というのはどういう考え方で設定するというふうにお考えでございますか。

【保坂副参事】 これはやはり事業所によりまして、かなり古い建物で、もともと断熱性能の悪いものだとか、それから、設備面でもかなり老朽化しているというようなものがあつたりして、そういったものもやはり実態調査の中で、本当にどういう状況にあるのかということを調査して、まずは運用の面で、例えばむだな照明をなるべくなくしていくなどの取組の強化を図る一方、設備の面でも割と短期間でもって投資回収ができるものを中心に、それが導入された場合にはどれだけ削減されるかという、そういう意味での削減の余地をしっかりと把握した上で、削減目標というものをそのデータから勘案して出していくと、そういう考え方でございます。

【村上委員】 問題は目標が一律に出されるのか、個々の建物ごとに出されるのかということです。非常に熱的性能の悪い建物を、あなたは2割頑張りなさいとか、非常に熱的性能のいい建物であったらあなたは1割頑張りなさいというなら理解できます。一律に出すというのは、現実の多様な建物とか設備の状況から考えて可能かどうかということです。

【保坂副参事】 その辺、先ほどの過去の省エネの取組の成果のことだとか、それからあと、個々の事業所における要因だとか、そういったことについて、どれだけの考慮を削減目標の設定に盛り込んでいくかということについては、次回、事務局の案をお示ししてご

議論いただけたらと思っております。

【坂本委員】 今の説明をまたちょっと補足したいのですが、これはもともと工場の省エネというような趣旨からできた、そういう案ですよね。前の経産省の省エネ基準の、その流れを酌んでいる話ですから、工場で毎年何%削減するという目標を設定して、それで、詳しいところはわかりませんが、現実には何かいろいろなことをやれば省エネをできるらしいんですよね。それを今度はだんだん小規模化して、数年前に一般のビルのデパートとか、それから大きな病院とか、その辺もひっかかるような、そういうものに少し拡大したわけですね。でも、やり方としては工場での省エネを酌んでいるものだから、毎年目標を何%と設定して、それでもって実施したエネルギー消費の結果を報告していくというスタイルなんだと思います。ですから、それは現実の建築物、東京都の場合は工場より建築物の方が圧倒的に多いと思うんですけども、それに当たって適用するには、もう少しやはり詳細を、どういうエネルギーをどんな方法で省エネできるのかということ、やはり詳細に見ていかないと、現実にはこういうものをうまく運用できないと思うんです。その辺、お調べになるということですから、お調べになって、うまくいけばこれは非常に実効性のある方法になると思います。

【神野部会長】 全体の流れと制度化と切り離せないで、不可分に前後するかと思いますが、それでは、とりあえず制度化の方に入っちゃった方がいいかもしれませんので、全体をやるとしてこんな流れだという流れはよろしいですかね。今のは個々の問題に入ってくるわけですが、全体の中で何かございますか。

【初鹿委員】 削減の義務化を前提としておられるわけですが、前回も申し上げたとおり、やはり我々は実績を上げている自主行動計画、自主的な取組を重視していきたいと考えております。第三者のチェックや情報の公開という課題もあるとの指摘がございしますが、経団連としては第三者評価委員会を設置し、チェックする姿勢を示していることを申し上げたいと思います。何よりも実効性がある形をとって、具体的な検討課題に入っていくべきではないかというのが私の意見でございます。総論としては以上でございます。

【神野部会長】 ありがとうございます。特に自主的な取組を尊重した上でということですよ。ありがとうございます。

あとなければ、右側の方の制度化に当たって、これも対象事業所、それから削減対象となる温室ガス、それから削減目標、それから事業所の取組を支える仕組みづくりと4つに分かれております。個々に分断できない点も多いかと思いますが、とりあえず次回に削減

目標の方は詳細に議論していただくということで準備を進めておりますので、できれば1、2、4あたり、そして3が目出しになっておりますので、そのあたりを含めてご意見をいただければと思います。

【松本委員】 2点あります。まずテナントの部分なんですが、これはこの会議の初回に私が申し上げた点で、このような形で入るとするのは非常に喜ばしいことだと思います。今までの業務用ビルの対策がなかなか難しかったのは、この建物所有者とテナントの関係で、どちらの側にも対策をとるインセンティブがなかったということです。これは是非進めていくべきことだと思います。

2点目で、先ほど申し上げたことですが、京都議定書の対象となっている3ガスと呼ばれる、参考資料の3のところにフロンガスでくくってあるガスについてです。六フッ化硫黄とフロンガスというふうに普通言わないと思います。政府の言い方としては「HFCなど3ガス」といった言い方をしていますけれども、こういった3ガスも当然最初から対象として含めるべきだと思います。エネルギー起源のCO<sub>2</sub>を中心とするというのは当然のことだと思いますが、3ガスも対策に入れるべきガスだと思います。例えば産業界に対しても、国の施策と都の施策が整合性を持たなければなりません。例えば地球温暖化大綱で、これは個人的には余りにも緩過ぎるキャップだと思いますが、3ガスに対してはプラス2%という数字が設定されています。すなわち、削減義務である6%の中での2%ですから、実質的には排出のおおよそ50%増を意味し、私は個人的にはそれは高過ぎると思います。ただ、一応地球温暖化大綱で規制ではありませんが上限が設定されているという中で、都はそれより厳しい細やかな施策をとるべきだと思います。

それから、すみません、もう一つ。先ほどCO<sub>2</sub>に関して飯田委員等からご意見が出ましたが、3ガスに関しては、今まで国レベルでは、産業界の自主行動計画だけでやっていますが、それに漏れているものもたくさんあります。それから、もう一つは検証システムです。これを言いますと、いつも「我々を信じないのか」というふうなご批判が出るのですが、出されたデータがどのように計算されたのかなどについて、第三者による何らかの検証システムをぜひ入れていただきたいと思います。

【神野部会長】 特に後者といいますか、削減対象となるガス関係について、何かコメントがあれば。

【保坂副参事】 私どもも、これは問題意識として、やはりフロンの関係の3ガスについてを含めて削減の義務づけの中に入れていきたいということは考えておるわけなんですけ

れども、やはり個々の事業所での使用の実態ということを見ていったとき、また削減の対策がとれるか、とれないかというようなことを個々に見ていったときに、その排出源の状況からして、必ずしもすべて義務づけの対象となるものとしてすぐに取り込んでいくことが難しいかなというのが実感としてあります。このフロンにつきましては、今後、そういったカウントができるかどうかの可能性を検討していきたいと思っております、そのまず第一段階として、事業者みずから、今どういったフロンの使い方をしているのかと、その量について把握していく。それから算定をしていくということをきちんとやってもらうということが現段階では第一段階として必要なかなと思っております。

【神野部会長】 よろしいですか、今の、義務づけの対象としてはということについて。

【松本委員】 先ほど断熱材に関して申し上げましたけれども、技術開発と商業化の状況をとってみても、特にHFCに関してはどの方向に行くかという、ある意味では本当に今が分かれ目なのだと思います。国なり自治体が今後、どういう施策をとっていくかという方向を産業界に示すことによって、またインセンティブを社会の中に作れるかどうかによって、今後、この3ガスに関しては、特にHFCに関しては産業界の動きや人々の意識がかなり変わってくると思うんですね。3ガスに関しても、かなりきちんとした施策をとっていかないと、CO<sub>2</sub>を含む他のガスの削減も厳しくなっていく。少なくとも将来規制に含めることを射程に置きながら、ノンフロンに向かうインセンティブを仕組みの中に仕掛けていくことが、最低限必要ですし、やはりデータをきちんと出していただくことが必要だと思います。本来このガスはPRTTRの制度に入っておかしくないガスだったと思います。事業所ごとに報告していただくというのは、事業者にとっても将来の対策を考える上で必要なことだと思います。

【神野部会長】 そこは、義務づけの対象から仮に外すとしても、いずれにしても何か対策をセットで講じていかざるを得ないと。

【保坂副参事】 現行では、参考資料3のところにありますように、事業所で取り扱っているかどうかのきちんとした把握だとか、それから、取り扱っている場合はその算出ということを求めております。もちろんこの枠組みというのは変えずに、新しい制度においても、まずは事業者みずからでチェックしていただくという、そういう仕組みはそのまま残しておきたいと思っております。

【飯田委員】 そんなに考えがまとまっているわけではないんですが、ちょっと大きい原則とか骨格の話を最初にしたいと思っております。今、原則のところでは総量削減が原則であると。

もう一段考えなきゃいけない原則というか、条例をつくれればそれが根拠になるわけですが、東京都は何によって条例をつくるのかという哲学というか、要は京都議定書のオブリゲーションが起きているのは国であって、厳密には東京都ではないわけですね。にもかかわらず東京都で義務をかける、あるいは条例をすることの哲学みたいなものがやはりあった方がいいのかなと。

そう考えたときに、国の方は大枠で義務をかけていくことですが、東京都の方は一つのトップランナーというか、国のさらなる加速を促すという、そういう石原知事の発言もあったんですが、もう一つは、いわゆるより消費サイドに近いということで、まさに二酸化炭素を出す消費サイドの面で義務なり削減を目指すことによって、この日本全体で目指すところの削減を実効あるものにしていこうという、どちらかというよりはやはり出ていく外側ですね。これの方がむしろ入り口というか、炭素税だとか排出量取引の大枠の取引はそういうことでやっていくとして、むしろ東京都は使う側にある程度フォーカスをした方がいいのかなとまず思っています。

そういう意味で言うと、例えば東京電力さんに義務がかかるとしても、これは国の制度でもかかりませんが、品川火力の火力発電所にということではなくて、内幸町のビルにはかかるけれども発電事業所にはかからない、そういう形にはなるんだろうと。むしろ使う電力側で、つまり内幸町は別途事業所でかかるにしても、電力を使う側に関して何らかのそういう条例化をにらんで義務をかけていくというようなことが、そういった哲学が出てくるのかなというのの一つですね。

そう考えてくると、事業者に対して義務をかけていく、あるいはいろいろな制度を課していくことというのは非常にリーズナブルで、非常に悩ましいのが産業界で、そういう意味で、産業界はどういうふうはこの枠の中に入れていくのかというのは非常に難しいかなと。先ほど初鹿さんも自主的にというふうにおっしゃっているわけですが、そこで多分、次回、私は欠席するので、もうちょっときちんとしたメモにして出したいと思うんですが、大塚さんのメモにあるように、自主的の中でいわゆる協定というのが大塚さんも書かれています、いわゆるオランダ型の全く自由放任の自主ではなくて、デンマーク、イギリスのように、基本的には自主性に任せるけれども、達成できなかつたら罰則があるよという協定的な、そこが産業界に関して落としどころなのかなと。

また、前後しますが、この分野を見ていくと、先ほど参考資料1ではCO<sub>2</sub>で大きく分かれているわけですが、この分け方と、もう一つは事業所という、本当に事業としてビルと

かそういうイメージで出てくるものと、産業という事業所なのか産業なのかという、もう一つ、その分け方のところも整理が必要かなということが必要だと思います。産業に関しては、今申し上げたような形が一つ検討の方向性としてあるかと。

それから、事業所に関して言うと、これもちょっと細かい話以前に、今、東京都の総事業所の床面積がどんどん伸びていっているわけです。とりわけ、先ほど既築のものについては、やる手段がないものについてどうするんだという話が村上委員からありましたが、では、新設のものについては、今度は逆にどういう基準を充てるのかということの考え方も非常に難しく、いわゆる既成のやり方からすると原単位に流れやすいんですが、一番大もとが総量規制ですから、原単位でそれを規制していると必ず矛盾してきますよね。そこをどういうふうにするのかという中で折り合いをつけていくのかということもあって、究極的には、例えば新しくビルを建てる人は、ビルを取り壊した人、もしくは節約した人から排出権を買ってこないという制度が例えばあり得るわけですね。それが一方で、東京都はすべて高層ビルにして規制緩和をして都市の成長を促すんだというイデオロギー、それは私はくみしませんけれども、そういうところと真っ向からぶつかっていくので、そこら辺の現実的な折り合いというか、軸足をどこに置いて、目指す方向はどっちなのかということがこの制度から透けて見えてくるかなと、都市の成長管理といったところにも一つはつながっていくと。

もう一つは、任意、自主努力削減義務になっている、全く義務のかからないところにやはりきちんとした有効な何らかの施策も考えなきゃいけないだろうと。これは最も考えやすいところとしては、先ほどの資料1の話にもつながりますが、省エネルギーがもっときちんと機能するメカニズムをつくるということと、もう一つは、エネルギーのグリーン化をあまねく東京都全体で一定の割合をグリーンにすると。これは電力だけではなくて、灯油とか、それも含めてというような形を盛り込むことによって、ベースの部分が全部底上げしていくということも可能だと思いますので、そういったところもちょっと視野に入れた骨格にしていった方が、全体としての実効性が高くなるだろうというふうに思います。

【神野部会長】 ありがとうございます。

何か事務局の方からコメントはございますか。

【保坂副参事】 まさに都が先んじて、国に京都議定書の責任があるにしても、やはり現場を持っている者、それも消費者サイド、実際にエネルギーを使う側の事業所、それぞれを指導することができるという、そういう立場でどんどん進めていく必要性を感じて、こ

ういった新しい制度を取り組んでいこうと考えております。また、こういった省エネ型の構造に東京都のいろいろな事業所の取組を進めていくことによって、前回もありましたけれども、さらにはヒートアイランド対策にもつながってまいりますので、そういった東京の地域特性ということで進めていきたいと思っております。

また、2番目にございました、事業所と産業というのをおっしゃっていましたが、業務部門と産業部門の整理ということになるかと思えます。やはり実態調査をやっておりまして、これは一律に同じように取り扱うことはなかなか難しいなということを考えておりまして、その辺、どのように取り扱っていくかということについては、次回、もう少し具体的な形で、こちらでの現状の見方ということをお示しできるかなと思っております。

【村上委員】 以前ももしかしたら出た質問かもしれませんが、総量削減という言葉がございますが、都として何割削減するかという目標は既に立ててございますか。

【保坂副参事】 いわゆる行政目標として、全体の削減の目標としては1990年比で2010年に6%削減するということがありますが、これは各部門でどうするのかということを決めているわけではありませんで、今回、その実態調査を踏まえて、各部門でどれだけの削減ができるかということをお互いに積み上げていって、そういった部門ごとの目標というのは、そういった実態から出てくるものと考えております。

【村上委員】 そうしますと、まず全体としての都の目標があって、次に分野があって、それに基づいて個々の建物の削減目標が提示されるという、そういう順番だと考えてよろしゅうございますか。

【保坂副参事】 要は、大きく最初に完全に強固な目標として全体の目標があって、それを各部門に割り振ってという、そういうようなやり方ではなくて、やはり実際に実現可能な実効性のある削減目標というのを立てていかなければなりませんので、そういう事業所における個々の実態の把握に基づいて、各用途での削減の目標が実際にはどのぐらいに設定するのが妥当なのかということを実態調査の方からまず求めていくと、そういうやり方をとろうとしているわけでございます。

【西堤委員】 先ほど、ちょっと飯田委員からもおっしゃっていただいたんですが、やはり産業界は自主的取組の中で取り組んでいるわけです。その中で落としどころというのが、先ほども協定化とかいうお話があったんですが、その辺については、また次回にどういう方法がいいのかということをお話をさせていただくとして、やはり自主的取組をある程度尊重したようなことで進めていただけるというのは大変いい傾向かと思えます。



それから、1つ、次回に向けての要望なのですが、次回、やはり削減目標をかなり詳細に議論ということでございますので、私のことを言っただけでは何ですが自動車業界ということで、目標が細かい数値になりますと、なかなか産業界の意見を本当に反映できるかということになりますと、聞くことは聞きますが、細かい議論になりますとちょっと自信がありません。例えば審議会の場にそういう業界の方、専門家の方、そういう方を呼んでいただけるというような可能性があるのか。あるいは、事前にそういう方の意見を事務局がよく聞いて反映していただけるというような意向があるのか、その辺をちょっとご確認させていただきたいと思うのですが。

【神野部会長】 これは日程関係がありますが、今のところどうですか。

【保坂副参事】今のところは、業界の代表ということで、経団連の委員の方、それから東商の委員の方に参加していただいておりますので、現段階においては、その方々から産業界、あるいは業務部門での取組ということをお話いただき、自主行動計画や何かも含めてお話しただけならというふうな感じでおりますが。

【百合都市地球環境部長】今説明しましたとおり、それぞれ経済界の方からもご意見をいただきたいということで、今回の部会にも参加をいただいております。ただ、経済界といってもいろいろ業界もございますし、いろいろな範囲もございます。そんなことで、我々としても、この制度を実際に実施していくために、実現可能な目標をやはりつくっていかざるを得ないだろうと思っておりますし、そのために、やはりかなり実態について詳細な把握をする必要があるというふうに思っています。

私どもとしても、今、100社調査ですとか、それぞれの現場、業務ビル等に調査に実際に伺ったりしながら、実態のところをいろいろ調べております。そんなことを踏まえて、次回、そういった調査結果を踏まえたご議論をいただきたいと思っておりますが、そういう意味では、なるべく幅広く実態についてのお話を伺いたいと思っております。今後、私ども事務局、ないしは今お話がありましたようにこの部会としても、日程等もございますので、ご意見なり実態のご説明をいただくなりという場を委員の先生方とも調整させていただきながら、何らかの形でそういった場を設けられればと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【初鹿委員】全くおっしゃるとおりでして、産業界といってもいろいろな幅広い業界がございます。きょうの議論でもあったようにマンションの購入者とテナント、あるいは大規模開発のところと、そうでない中小のところ、いろいろでして福川先生もおっしゃった

とおり、要は実効性のある対策をどうするのかということを通のテーマとして、制度設計の段階、それから次回審議される予定の数字的な目標設計の段階、いろいろな段階で、ただ今、部長からお話がありましたように、ぜひ幅広い意見を聞く場を持っていただきたいと思います。産業界のことを代表して話すほどの知見も持っておりませんので、そういう意味で幅広くやっていただきたいという要望でございます。お願いいたします。

【原田委員】 自主的取組を重視して、それで事が足りるのであれば、私もそれがいいと思いますが、削減義務を言い出しているということは、何か自主的取組だけでは不十分であるということがやはり背景にあるんだろうと思いますので、その点の説明、これは次回の議論かもしれませんが、ぜひお願いしたいということですね。

それから、自主的取組というか、義務をつけて事業所単位でやるというのはいろいろな分野でやられていて、交通の分野でもいろいろなところでやられていて、それなりにきめ細かな提案ができ、効果が上がる。個々の事業所をとると非常に大きな効果も上がる場所があるけれども、全体を見ると、交通の場合だと、例えば車を低公害車にかえてしまう方がコストが安いという場合もあって、費用対効果の面で問題視されて後退している例もある。その辺の費用対効果みたいなことも非常に問題になると、これはコメントですね。

それから、3番目に協議会の設置とか環境管理士の認定ということで、これはきめ細かな自主的な取組を進めるのは非常に重要なんですが、既にこれは事例があるものなのか。あるとしても少ないと思いますが、要するに、これを普及させるために、都の側としてどんなインセンティブを用意するつもりがあるのか。いろいろ考えられると思うので、そこをお聞きしたいと思います。

【森田委員】 私は、ただ1点だけ、産業界の意見を幅広く聞くということは、大変私も賛成でございます。その際、やはり産業界の意見がある意味でフェアに聞くために、今回の制度化に当たって、やはりある種のビジネスチャンスを受けるような業界の方も呼んでいただきたいということでございます。

といいますのは、今回の制度化というのは、やはり世界に先駆けて、大都市東京が温暖化対策のためのいわゆる世界標準をつくっていくという、非常に壮大な事業なわけですね。その中で非常に多くのビジネスチャンスが出てくるであろうし、それがまたさらに世界標準になる可能性がある。そのぐらいの大きなパースペクティブで見なきゃいかんということでございます。そういう意味では、事業者の取組を支える仕組みづくりということで、支えるということよりも、事業者ももっともっと参加してご議論いただかなきゃならん。

やはり東京から発する世界標準という一つの議論をやっていかなきゃいかんということでございます。そういうビジネスチャンス非常にフランクにお話しできるような方をお呼びいただければと思います。

【神野部会長】 今のはご意見として承っておいて、原田委員のご質問について、事務局の方からお答えいただければと思います。

【保坂副参事】 まずコストのことでございますけれども、やはり実際に各事業者さんが削減をしていくということになりますと、これはきちんと費用対効果ということを踏まえて行っていく必要があると考えております。

また、インセンティブに関しても、もちろん金銭的なインセンティブということができればいいんですが、ちょっと現段階では、なかなか明確なお答えをお話しすることができません。ただ、やはりいい取組についてはどんどん公表して、きちんと評価していくという形でもって、結局事業所が社会的にいろいろなメリットを受けるという意味での費用のメリット、これをねらって、こういった制度を取り組んでいきたいと思っております。

【神野部会長】 そろそろ時間なのですが。

【原田委員】 一言だけ。環境管理士については非常にいい制度だと思っておりますが、この人たちがきちんと給料をもらって社会的な地位が認められるというようなことでないと、これは進まない。この人たちが一定の技術力を持って、認定と書いてありますけれども、そこをかなりしっかりやっていただいてということをお願いしたいと思います。それも含めて質問したつもりだったんですが。

【梶原企画担当部長】 先ほど原田先生から最初に出ました削減義務の問題なのですが、これは大変微妙な部分だと思います。私どもの方としては、経済界の皆さんのご意見は十分お聞きして、実現可能なものを目指すということはもちろん間違いないわけなんですけど、これは最初のご説明の中で申し上げたので、くどくなるのですが、単にハードルを下げるという意味ではありません。これはちょっと非常に微妙な言い方になってしまいますが、できる限り、可能な限り高いハードルを目指したいというのが、そもそも義務化という言葉を使ったゆえんでございます。

先ほど森田先生からも世界に発信するような制度づくりという、出発点が私どもはそういうつもりでやっておりますので、そういう意味では、できるだけ業界の皆様方のお話を聞きながら、できるだけ高いハードルを目指したいというところは決して忘れないようにしたいと思います。そういう意味で幅広くご意見をお聞きしていくというつもりでございます。

ますので、少なくとも義務化という信念は外さないように、これからも考えていきたいと思っております。実際に数字の話でご議論させていただかないと、なかなかこの辺の話は難しいと思いますが、気持ちとしてはそういう信念を忘れずにいきたいと思っております。

【飯田委員】 先ほど私が申し上げた自主ということに関して、産業界の方とちょっと認識が違う部分があるのかもしれませんが、ちょっと補足をしたいんです。このペーパーは規模で分けてあり、義務と自主となっていますが、義務というのは個別の事業者に目標値がかかる。ここで自主というのは目標値も任意になっているわけですが、大塚さんからメモがあった、協定を含む自主というのは、目標値は協定で手を握るわけなので、いわば事実上目標値は義務なのです。しかしながら手段が自主である。自由に、つまり個別の個々の事業所に義務がかかるわけじゃなくて、そのやりとりとかグループとか、そういうものでいろいろな手段で達成してくださいという、そこの横の自由度があるわけで、頭のキャップは事実上はオブリゲーション、義務なんだという趣旨で私は申し上げたわけです。つまり、目標までは自主ではなくて、手段は逆に自由だと思っただけけれども、目標はやはり東京都全体の目標値に足並みをそろえる必要があるというふうには思っております。

【神野部会長】 ありがとうございます。

特にございませんでしょうか。それでは、まだご意見があろうかと思いますが、そろそろ時間でございますので、この辺で討議を打ち切らせていただいて、今もご意見がございましたように、次回は削減目標の設定の考え方について事務局の方から出していただきますが、当然その過程では、各産業界、経済界の方々からご意見を聴取していただいた上でさせていただきます。

あと、ちょっとやり方を事務局と相談いたしますが、何らかの形でこの委員会、正式な委員会にお呼びするか、つまり、フランクに本音を話していただいた方がいい場合が多いものですので、正式な委員会になると、何か決まり切った項目について陳述していただくというような形式になりかねないので、場合によっては非公式な懇談会みたいな形で、開催するかどうかは別にして、何らかの形でそういう意見をお伺いする機会を検討したいと思います。事務局とちょっと相談した上で設けたいと思っております。

そういう意味で、次回ないしは次回以降の準備を事務局の方をお願いしたいと思います。最後の議事の3、その他のところになりますけれども、事務局の方から連絡事項がございましたらよろしく願いいたします。

【山内企画調整課長】 2点ございます。1点目は次回の第5回の部会と環境審議会総会

の日程です。今回いろいろな検討事項をいただきましたので、調整しなくてはいけない点はあると思いますが、第5回につきましては7月28日の月曜日、午前10時より都庁の第二本庁舎の31階特別会議室27にて行う予定です。

それから、続いて、これは総会の関係なんですが、水質土壌部会の審議案件を検討する関係で開催します。第22回環境審議会総会ということで、7月30日水曜日、午前10時より都庁第二本庁舎31階の特別会議室27で開催予定です。なお、この総会の場合、この企画政策部会でご審議いただいている案件についてご報告をすることと、あと、規制開始がいよいよ3カ月前に迫ったんですが、ディーゼル車規制の取組状況についてもご報告を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それで、先ほどちょっといろいろな検討課題をいただきましたので、詳細につきましては別途またご案内させていただくということで、よろしくお願いいたしますと思います。

【木村計画調整課長】 それでは、その他でもう1点でございます。家電製品におけます省エネラベルの具体化の件でございますけれども、よろしいですか。

家庭部門におきます温暖化対策につきましては、3月24日に開かれました第2回の部会でご審議をいただきました。家電製品についての省エネラベル制度の具体化につきましては、実行委員会を設けて、その中で検討するというところでご了解をいただいているところでございます。その実行委員会でございますけれども、業界団体、消費者団体、NGO等をメンバーといたしまして、この7月中には発足をいたしますので、ご承知くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

【神野部会長】 それでは、時間でございますので、これで終了したいと思います。私の不手際がございましたので、皆様方にいろいろご迷惑をおかけしたかと思っておりますけれども、これをもちまして企画政策部会を閉会したいと思います。

どうもご協力ありがとうございました。

午後0時07分 閉会